

## 平成25年3月開催の財政委員会における

### 平成24年度中間報告に対する意見

#### Ⅱ 1 (1) 地方消費税・消費税

- これからの社会保障の伸びに対して、高いサービスには高い税負担も必要と考えており、将来の消費税という仕組み自体は否定しないが、ムダの削減、所得税や法人税、相続税の税率見直しを十分行うことが先行されるべきであり、益税や弱者への負担増など、現行の消費税制度の問題点も改正すべきだった。さらに、今回の消費税増税については、これらに加えて、増税のみ決め、使途が先送りになっているという点で、中間報告の「地方消費税のアップをとらえ、地方消費税の充実は評価」には異議を申し上げておきたい。

#### Ⅱ 2 (5) 地方法人特別税と地方法人特別譲与税

- 地方法人特別税の収入額を人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税は、法人の存在しない都道府県にも配分をすることになり、法人事業税の課税の根拠である応益負担の原則を根底から覆す。これまでの分割基準の問題でも、受益と負担の関係を全く無視した議論は行われてこなかったことからみても、地方税のあり方の根本の議論なしに、財政調整のためだけに創設された法人事業税の暫定措置はまさに暴挙である。
- 東京の法人が納めた税金が公平に都政運営に使われないことは大きな問題であるので、ぜひ、暫定措置の廃止については強く求めてもらいたい。

#### Ⅲ 1 (1) 公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収

- アメリカにおける滞納整理事務の一部民間委託の事例が紹介されていたが、民間事業者の活用にあたっては、納税者情報の厳正な取り扱いが確保されるように留意すべき。

#### Ⅲ 1 (3) 租税教育

- 租税教育の項目が新設され、特に、課税側の論理だけでなく、納税者の視点を取り入れた租税教育を行っていくべきということで、租税の所得再分配機能や社会参加、受益と負担の關係に触れていることは評価する。
- 税に対する理解を深めることは大変重要であり、納税者の視点を取り入れた租税教育を行っていくべきとの提言は興味深い。

## Ⅲ 2 (1) 少子・高齢社会における固定資産税制

- 少子・高齢化の進行により、固定資産税の負担に耐えられない高齢の納税者が増加すると都税調が指摘しているとおおり、これは今後大きな課題になっていくと思う。大きな課題であり、少子高齢社会における固定資産税制について、議論を深めてもらいたい。

### その他

- 今年度は、国政における社会保障と税の一体改革の議論が、まさに現在進行形の中での大変苦勞の多い取りまとめだったと思う。こうした状況において、東京、地方の立場から、国に対して物申すため、国、地方を通じた財政制度や行政組織のあり方、社会保障における公的負担についてまで、幅広く積極的に検討されている。
- かつて東京都が自動車税のグリーン化を先駆的に導入したことが、地方税法の改正に結びついたという例がある。東京都や都税調の動きは、全国に大きな影響を与えるものである。
- 都税調はこれまで、重要な課題に対応するための税制について、積極的に提言を行ってきており、都は、これを受けて独自の取り組みを行ってきている。特に環境分野における都の政策税制は評価できる。今後も、こうした課題に対応するため都税調の議論に期待するところは大変大きい。
- 平成23年度答申に盛り込まれていた電力のピーク時課税や温暖化対策税、そのほか、NPOへの寄附税制など、魅力的な分野の議論が欠落していて残念。同じテーマを繰り返すだけでは、先に進めなくなるので、それはそれで仕方がないと思うが、例えば原発による放射能汚染など、最大の環境破壊のもととなる原発そのものをどう考えるかも基本に入れた上で、税制が考えられるべき。
- 国の動向を無視することはできないが、市民に近い都として、国に先駆け、市民の求める「社会保障・税の一体改革」を国へ提言するぐらいの意気込みを持っていただくことを望む。